

国道9号吉敷中電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
1	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	②種類について、既に敷設されている情報ボックスは、「道路付帯物(道路照明、道路標識等)」に含まれており、詳細設計により移設が必要となった場合は本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	既設の情報ボックスの支障移設は予定していませんが、本事業で整備する電線共同溝と干渉により移設が生じる場合は、本事業の対象とします。
2	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	事業の対象となる公共施設等の種類として「道路、道路附属物」と記載されておりますが、既存する植樹帯、花壇、樹木類も本事業に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	実施方針	1	第1	1	(2)	事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	民地折衝、調整、補償対応も、本事業に含むとの理解でよろしいでしょうか。また、詳細な条件も提示されるとの理解でよろしいでしょうか。	本事業範囲に民地は含んでいません。やむを得ず民地施設を撤去する必要がある場合、撤去・復旧方法等について中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
4	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	②特定事業の業務内容 ア 調査・設計業務 a 調査業務(机上調査、試掘調査、現地調査、測量等を含む)とありますが、現状測量は、過年度実施した測量データについて、貸与いただけますでしょうか。また、測量データの不足部分があれば、協議願えますでしょうか。	事業契約締結後に敷地調査図を貸与します。測量データの不足部分については、中国地方整備局と協議して下さい。
5	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	特定事業の業務内容 ア 調査・設計業務 b 詳細設計業務 には、電線共同溝詳細設計の他に、道路詳細設計、照明詳細設計等も当初工程に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	照明詳細設計は含んでいますが、道路詳細設計は含んでいません。詳細設計業務は、電線共同溝詳細設計及び歩道詳細設計、照明詳細設計、3Dレーダー探査、試掘調査です。道路詳細設計及び交差点改良が必要となった場合は、中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
6	実施方針	2	第1	1	(5)	特定事業の概要	③特定事業の対象範囲 ○:特定事業が対象とする項目に、「電線共同溝(管路部)の国道用地内の引込管及び連系管については、調査・設計業務及び維持管理業務に含むが、工事業務及び工事監理業務には含まない。また、連系設備については、調査・設計業務には含むが、工事業務、工事監理業務及び維持管理業務には含まない。」とありますが、要求水準書(案)P.12 第2調査・設計業務 4.調整マネジメント業務(設計段階)(2)業務内容 7) 占有業者等と引込管、連系管及び連携設備の協議には、「引込管、連系管及び連系設備の設計については、中国地方整備局より各占有業者等へ依頼する予定である。」と記載されています。したがって引込管・連系管の調整マネジメントが対象で維持管理業務は対象外であるとの理解でよろしいでしょうか。	引込管及び連系管については、調整マネジメント業務(設計段階)と調整マネジメント業務(維持管理段階)に含みます。
7	実施方針	3	第1	1	(9)	民間事業者への支払い	②「維持管理業務に係る対価」について、令和14年度から令和30年度までの間の物価上昇による、材料費・労務費・機械費・油脂等々の費用は「国道交通省のインフレスライド条項」で設計変更の対象になるという理解でよろしいでしょうか。また、維持管理業務は長期にわたるので、複数回の物価スライドは認めて頂けるという理解でよろしいでしょうか。	物価変動に伴う「維持管理業務に係る対価」の改定を行う予定です。詳細は入札公告時に示します。
8	実施方針	10	第2	5	(1)	応募者の構成	⑥「ただし、同一の者又は相互に資本関係若しくは人的関係において関連のあるものが工事監理業務と工事業務(調整マネジメント業務(工事段階)及び本施設の所有権移転業務を除く)を実施することはできない。」とあります。工事監理業務と調整マネジメント業務(工事段階)及び本施設の所有権移転業務を同一の者が実施してよとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
9	実施方針	14	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	事業期間が長いことから配置予定技術者は、競争参加資格確認申請時に配置予定技術者として申請していない同等以上の技術力(実績、経験等)を保有する技術者へ変更することは可能でしょうか。	事業契約締結後において、やむを得ない理由(死亡、病気、出産、育児、介護、退職等)がある場合、中国地方整備局と協議の上、配置予定技術者と同等以上の者への変更は可能です。詳細は入札公告時に示します。
10	実施方針	14	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	③「以下に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者(以下「配置予定技術者」という。)を配置すること。」と記載されていますが、工事業務を実施する企業が、設計業務の試掘調査を実施する場合は、工事業務外のため資格要件は適用外であるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、実施の場合は、再委託の申請をお願いします。
11	実施方針	14	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	③イ「平成21年4月1日以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、以下の同種工事の経験を有する者であること」と記載がありますが、国又は地方公共団体から委託され、受託した同種工事を施工した実績でもよいという解釈で宜しいでしょうか。また、工事期間すべてを通して従事していなくてもよいとの理解でよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
12	実施方針	15	第2	5	(4)	工事企業の参加資格要件	③イ「当該実績の発注機関がCORINSに登録を義務付けている場合(500万円未満の工事は除く。)」は、CORINSに登録されていなければ、実績として認めない」と記載がありますがCORINSに登録を義務付けていない民間での同種工事は実績として認められるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道9号吉敷中電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
13	実施方針	16	第2	5	(5)	工事監理企業の参加資格要件	②「平成21年4月1日以降に以下に示す条件を満足する同種工事の工事監督を支援又は自ら工事監督を行った実績を有すること。」とありますが、「国又は地方公共団体から委託され、受託した工事を工事監督する業務」を「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。また、公益民間企業である電気通信会社からの電線類地中化工事を工事監督する業務も「工事監督支援業務」と理解してよろしいでしょうか。	前段、後段ともに、ご理解のとおりです。
14	実施方針	17	第2	5	(6)	維持管理企業の参加資格要件	②「平成21年4月1日以降に完了した国及び地方公共団体発注による道路構造物保守点検業務の実績を有していること。」とありますが、道路舗装の路面性状調査も本実績と見なされると理解してよろしいでしょうか。なお、上記業務についてテクリス登録の業務分野は「道路」、業務段階は「道路」「維持管理」「変状調査」です。	ご理解のとおりです。
15	実施方針	23	第6	3		融資機関又は融資団と中国地方整備局との協議	契約時に工事監理企業及び工事施工企業それぞれで金融機関との契約保証は必要でしょうか。	事業者の契約保証が必要です。詳細は入札公告時に示します。
16	実施方針	31	別紙4			工 維持管理業務の対象範囲	維持管理対象施設が電線共同溝のみとなっていますが、工事業務で実施した舗装部は維持管理対象外との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
17	実施方針	32	別紙5		3	リスク分担保支払い遅延リスク	事業者の国への支払いの遅延について、事業者が国に支払う費用項目をご教示願います。	法令に従って補償する等を想定しています。
18	実施方針	32	別紙5		9	リスク分担保税制変更リスク	「消費税又は地方消費税以外で、すべての者に影響する税制の変更または新設による増加費用」の負担者が事業者となっていますが、税制の変更による負担が事業者のみというのは、どのように理解すればよろしいでしょうか。	「サービス対価」の外税とした消費税率の変更による増加費用は中国地方整備局が負担しますが、法人税率の変更等、選定事業者の利益に課される税制度の変更による増加費用は、選定事業者の負担とします。
19	実施方針	33	別紙5		16	リスク分担保要求水準変更リスク	「事業費の減額を目的とした」との記載がありますが、長期のPFI事業であるため、実施済みの部分まで影響が及ぶことはない(遡及されない)との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
20	実施方針	33	別紙5		20	リスク分担保住民運動に関するリスク	住民運動に関するリスクにおいて事業者が負担する部分は事業説明、地元・関係者機関調整の範囲との理解でよろしいでしょうか。	事業者が負担する部分は、本事業の実施において事業者が実施する業務が該当します。なお、調整マネジメント業務における各種調整においては、地域住民及び地権者等からの同意取得の努力義務の範囲内を想定しています。
21	実施方針	33	別紙5		20	リスク分担保住民運動に関するリスク	「国の提示条件に対する地域住民等の要望活動または訴訟等に起因して増加費用が生じる場合は、当該増加費用を合理的な範囲内において国が負担、その他については事業者が負担する」とありますが、事業者が負担するケースはどのような場合と理解すればよろしいでしょうか。	事業者が負担する部分は、本事業の実施において事業者が実施する業務が該当します。なお、調整マネジメント業務における各種調整においては、地域住民及び地権者等からの同意取得の努力義務の範囲内を想定しています。
22	実施方針	33	別紙5		26	リスク分担保設計変更に関するリスク	「設計変更に関するリスク」について、入札段階で示される数量と詳細設計完了段階の数量の差分について、合理的と認められたものは、事業者の帰責とならないため設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	事業費の確定に関する詳細は入札公告時に示します。
23	実施方針	33	別紙5		28	リスク分担保設計図書の不備リスク	占業者等の計画誤りや変更等による設計変更は3者(国・事業者・占業者等)での協議結果で判断するとの理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
24	実施方針	33	別紙5		32	リスク分担保環境対策リスク	「環境対策リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
25	実施方針	33	別紙5		33	リスク分担保引渡し遅延リスク	地下埋設物の管理者の移設作業の遅延による引渡し遅延は、事業者の帰責とならないため、間接工事費の増額は設計変更対象との理解でよろしいでしょうか。	中国地方整備局と協議の上、決定することとします。
26	実施方針	33 34	別紙5		33 34 35	リスク分担保引渡し遅延リスク	施設管理者が行う移設作業の遅延等による引き渡し遅延は協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	実施方針	34	別紙5		34	リスク分担保引渡し遅延リスク	「与条件として明示していない地中障害物の処理によるもの」の負担者は国と記載がありますが、処理期間が長期となる場合において、不測に発生する間接工事費等の増加についてはどのようにお考えでしょうか。例えば、遺跡等の埋蔵文化財が出土し、当該地域の教育委員会による埋蔵文化財調査が必要となった場合、工事一時中止により増加する間接工事費等を想定しております。	地中障害物の処理期間が長期となる場合や、埋蔵文化財調査が必要となった場合時の、工事一時中止により増加する間接工事費の増加は国負担とします。
28	実施方針	34	別紙5		36 37	リスク分担保工事中止・中断リスク	国及び事業者以外の事由により工事の全部または一部の一時中止による増加費用は協議の対象との理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
29	実施方針	34	別紙5		41	リスク分担保第三者への損害リスク	整備・引渡しの「第三者への損害リスク」について、国の帰責事由以外(事業者以外の第三者の帰責事由)により発生した費用の負担は、国と事業者の協議対象との理解でよろしいでしょうか。	リスク分担保No.41に記載のとおりとします。ただし、当該事業において合理的な理由がある場合は、協議の対象とします。

国道9号吉敷中電線共同溝PFI事業 実施方針に関する質問に対する回答

No	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	内容	回答
30	実施方針	34	別紙5		42	リスク分担表 部分使用による損害 リスク	「部分使用による損害リスク」とありますが、部分引渡しも可能であるとの理解でよろしいでしょうか。	部分引渡しは想定していませんが、部分使用の可能性はあります。
31	実施方針	34	別紙5		44	リスク分担表 物価上昇リスク	物価上昇リスクにおいて事業者が負担する限定的な部分とはどのような範囲なのかご教授願います。	詳細は入札公告時に示します。
32	実施方針	35	別紙5		55	リスク分担表 物価上昇リスク	物価上昇リスクにおいて事業者負担に「△」が記載されておりますが、物価上昇は事業者ではコントロールできないと考えます。一定の条件を満たす場合については、維持管理費を改定すると記載されています。一定の条件についてご教示願います。	詳細は入札公告時に示します。